



「鳥獣法の改定と 救護について」

森田 正治

二〇〇三年四月、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が、大幅に改定された。この法律は、一九一八年（大正七年）に制定され、野生鳥獣の保護、特に、傷病保護・救護に関しての基本的な法律となっている。「鳥獣保護法」と言う方もおられるが、もともとは「狩猟法」に後から「保護」が付け加えられたものなので、いろいろと矛盾を持っており、私は「鳥獣法」と言うことにしている。

鳥獣を自ら収容して手当てをしたり、持ち込まれて治療した場合、収容は「捕獲」、入院とリハビリは「飼育」となり、許可が必要になる。極端な話、道路上で傷ついた鳥を見つけたら、地元の支庁に「捕獲？して宜しいでしょうか？」と連絡を入れ、許可を得なければ違法となる。役所が休日・時間外であれば、ズーッと道路上に……？

実際問題、動物の命に関わることで、なので、事後報告と言うことで、臨機応変に対応されている。主に改定された所を述べよう。

- ① 条文がひらがなとなり、法律の名称が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と変更となった。
 - ② 知事が指定した区域での鉛散弾の使用が制限できる。
 - ③ 狩猟の後、死体の一部の山野への放置を禁止。
 - ④ 違法に輸入した鳥獣の販売や譲り渡しの禁止。
 - ⑤ 海獣類の取り扱いの変更。
- ②は水鳥の鉛中毒、③はワシ類

の鉛中毒の対策として前進ではあるが、根本解決にはまだまだである。北海道として、大きいのが⑤の海獣類の保護であろう。アゴヒゲアザラシのタマちゃんを取り扱いは、多摩川にいたころと今では全然違う。

この法律の対象は、野生の鳥と獣で、適応除外されている鳥獣がいるが、一部変更になった。従来ノネズミ、モグラ、海獣類は、保護の対象外だったが、海獣類の中でアシカ、ジュゴン、アザラシが保護対象となった。

アザラシの五種は、北海道に生息していて、ゼニガタアザラシは希少種にて環境省が担当、ゴマフアザラシなどは北海道が担当。残念ながら、日本の海獣類の救護技術は、まだまだ遅れているだけに、早急な研修が求められている。残念ながら、希少種のラッコが依然、保護の対象外であることを最後に、付け加えておこう。